

設計条件(抜粋)

1 新都庁舎の機能

新しい都庁舎は、本庁舎、議会棟、広場が一体となって構成されるものであり、21世紀に向けて発展する東京の自治と文化のシンボルとなるものである。また、ふるさと東京のシンボルとなり、国際都市東京のシンボルとなるものである。

そして、新都庁舎は、最も基本的な機能である行政機能をはじめ、広場機能、情報センター機能、防災センター機能に文化機能を備えるものである。しかも、超高層ビルが立ち並ぶ新宿副都心にふさわしい建物としなければならない。

2 敷地概要

○位置及び面積 計 42,939 m²

(新宿副都心1号地)東京都新宿区西新宿二丁目9番 14,030 m²

(新宿副都心4号地)東京都新宿区西新宿二丁目8番 14,349 m²

(新宿副都心5号地)東京都新宿区西新宿二丁目5番 14,560 m²

○法規則等

用途地域:商業地域・防火地域

容積率:1,000%(特定街区制度による割増有)

都市計画決定:昭和35年6月15日

都市計画変更:昭和40年6月18日、昭和43年3月19日

○配置計画上の設計条件

①1号地・4号地・5号地を建設地として、本庁舎、議会棟及び広場を配置する。

②周辺道路は原則として既存の形態で利用する。

③新宿中央公園との連携に十分配慮する。

○建物規模 本庁舎 339,000 m²(駐車場 39,000 m²含む)

○予定工期 昭和62年度末着工 平成2年度竣工